

分類別熱中症対策事例

3.健康管理

② 日常の健康管理等

【概要】高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第69条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があるかと判断した場合は、事業者申し出るよう指導すること。（出典 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」）

■ チェック表等による健康確認

- 作業員の健康状態を、作業開始前や昼休み・巡視時等にチェックシートで確認している。『飲酒はどのくらいしたか、食事はしたか、何時間寝たか』など熱中症対策を含む事項を記載させている。記載したチェックシートは責任者が確認している。（建設業）【写真40】
- 作業員には適正配置通知書（一般社団法人全国建設業協会統一様式）を必ず提出させている。ここに記載された健康管理上の情報により作業開始前に責任者が内容を確認して就業の配慮をしている。（建設業）
- 危険作業に関する就業制限を設け、各協力会社へも通知している。年齢、血圧、持病などを記入した作業員名簿を工事初日の作業前に提出させ、責任者が内容確認、判断の上、作業を許可している。（製造業）
- 高血圧と診断されている作業員は、毎朝入場時に血圧測定し、記録している。（建設業）

熱中症予防チェックシート ()		作業所名 ()		令和 〇年 月 日 () mo.	
一次協力会社 ()		作業員氏名 ()		責任者氏名 ()	
作業員氏名		所属協力会社 ()		職長氏名 ()	
以前熱中症になった事があるか		ある / ない	ある / ない	ある / ない	ある / ない
作業員の健康状態	1. 昨日の睡眠時間は	7時間以上	6時間以上	5時間以上	4時間以上
	2. 朝食は食べたか	食べた	食べた	食べた	食べた
	3. 水分は取ったか	はい	はい	はい	はい
	4. 体調は悪くないか	いい	いい	いい	いい
作業員の健康状態	5. 熱中症対策は	行った	行った	行った	行った
	6. 熱中症対策は	行った	行った	行った	行った
	7. 熱中症対策は	行った	行った	行った	行った
	8. 熱中症対策は	行った	行った	行った	行った
作業員の健康状態	9. 熱中症対策は	行った	行った	行った	行った
	10. 熱中症対策は	行った	行った	行った	行った
	11. 熱中症対策は	行った	行った	行った	行った
	12. 熱中症対策は	行った	行った	行った	行った
睡眠時間、食事、水分補給を十分に行っていないと、熱中症に罹患する危険があります。 作業を行っても大丈夫ですか？大丈夫な方は、まず水分を十分に補給してから作業を開始して下さい。					
熱中症が重症化しないよう注意し、熱中症に罹患した場合は速に医療機関を受診して下さい。					
作業員の手続きが完了したことを確認し、作業を開始して下さい。					

【写真 40】熱中症予防チェックシート